

〔きらら宅急便 個人契約訪問介護〕重要事項説明書

1. 事業所の概要

| | |
|------|---|
| 事業所名 | きらら竿灯通り訪問介護事業所 |
| 所在地 | 〒010-0921 秋田県秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央102号室 |
| 管理者名 | 三村 佳菜江 |
| 連絡先 | TEL 018-895-7276 ・ FAX 018-853-5358 |

2. 事業所の職員体制等

| 職名 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|-----------|----------------------------------|--------|--------|-----------|
| 管理者 | 社会福祉主事任用 実務者研修修了 | 1名(兼務) | | 管理業務全般 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 4名(兼務) | 2名(兼務) | サービス内容の管理 |
| 訪問介護員 | 介護福祉士 | 3名 | 12名 | 訪問介護業務 |
| | 2級ヘルパー及び 介護職員初任者研修 及び実務者研修 | 5名 | 14名 | |

3. 営業日及び営業時間

| | |
|------|------------------|
| 営業日 | 月曜日から金曜日 |
| 営業時間 | 午前7時30分から午後8時30分 |

但し、上記以外の日時も相談に応じる。

4. サービス内容

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) お子様の見守り・お世話 | 11) お留守番 |
| 2) ペットのお世話 | 12) 掃除・洗濯 |
| 3) 病院受診の付き添い | 13) ご家族の洗濯・調理・買い物 |
| 4) 草木の水やり | |
| 5) 草むしり | |
| 6) 大掃除のお手伝い | |
| 7) 障子貼り | ※その他何でもお気軽にご相談ください。 |
| 8) 買い物代行 | |
| 9) 窓ガラスの清掃 | |
| 10) 除雪作業 | |

5. 利用料金

(1) 基本料金〔訪問介護〕

①利用料及び利用者負担金

《月曜日～土曜日》

《日曜日》

| 区分 | 《月曜日～土曜日》 | | 《日曜日》 | |
|--------------|------------|-------------------|------------|-------------------|
| | 1時間まで | 1時間以上 30分毎の加算額 | 1時間まで | 1時間以上 30分毎の加算額 |
| | 利用者 負担金 | 利用者 負担金 | 利用者 負担金 | 利用者 負担金 |
| 身体介護 生活援助 | 1,700円 | 850円 | 1,800円 | 900円 |

※サービス提供場所までの移動距離が20キロ以上の場合、別途交通費をいただく場合があります。
また、駐車料金が発生する場合は利用者様負担となりますので、ご了承ください

(2) キャンセル料

ご利用直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| ①ご利用日の前日午後 5 時まで、ご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| ②ご利用日の前日午後 5 時以降に、ご連絡をいただいた場合 | 利用料の 10% |
| ③ご利用日の当日に、キャンセルとなった場合 | 利用料の 100% |

(3) サービスの中止

利用中にサービスを中止する場合は、中止までの時間を基に利用料を計算します。

※以下の場合には、利用途中でサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者がサービスの中止を希望し、ご家族のご理解があった場合
- ・体調不良により、医療の処置が必要（医師の指示により利用不可となった場合）となった場合

(4) 支払方法

毎回のサービス終了後にご利用確認書を作成して認印をいただきます。毎月月末締めにて請求書を発行いたしますので、現金支払または金融機関振込の方法を選択していただきます。但し、金融機関振込を希望される場合は請求書発効日から 2 週間以内となります。

尚、ご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。

6. サービスの利用方法

(1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、サービス利用契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は 6 ヶ月前から出来ます。

(2) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くとも自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後 10 日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により入所受入が不可能となった場合（この場合は契約開始の 30 日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

7. 事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうこと無く、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス（心のこもったサービス）を提供いたします。

(2) サービス利用の留意点〔事業所〕

| 事 項 | 有 無 | 備 考 |
|--------------|-----|--------------------------------------|
| 従事者の研修 | 有 | 資質の向上のために、毎月 1 回実施しております。 |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | 各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。 |
| 男性介護職員の有無 | 有 | 入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。 |
| 身体的拘束 | 無 | 基本的には決して行いません。（但し、社会通念上止むを得ない場合は別協議） |

8. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡をいたします。

9. 非常災害対策

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

10. 秘密保持

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）

11. 相談・苦情対応窓口

| | |
|----------------------------------|--|
| 【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：三村佳菜江 | 〒010-0921 秋田県秋田市大町一丁目 5-9 朝日プラザ秋田中央 102 号室 TEL：018-895-7276 FAX：018-853-5358 |
| 【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤 壽 | 〒010-0921 秋田市大町二丁目 5-1 TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273 |

12. その他事項

その他の事項について必要な場合は、別紙に定めるところとします。（別紙を追加します）

13. 当社の概要

| | |
|---------------|---|
| 法人の名称 | 株式会社 きららホールディングス |
| 代表者の職・氏名 | 代表取締役 鈴木 嘉彦 |
| 本社の所在地・電話番号 | 秋田県秋田市大町 2 丁目 5-1 |
| 定款の事業目的に定める事業 | 1. 介護保険法に定める指定居宅サービス事業 (1) 通所介護 (2) 短期入所生活介護 (3) 訪問介護 2. 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業 3. 介護保険法に定める指定介護予防サービス事業 (1) 第一号通所事業 (2) 第一号訪問事業 4. 高齢者・身体障害者等の入浴介助・食事介助・その他日常生活における訪問介護サービスに関する業務 5. 福祉機器・福祉用具等の販売に関する業務 6. 高齢者・身体障害者等向けの住宅改修に関する業務 7. 前各号に関連する一切の業務 |
| 事業所 | ケアセンターきららデイサービス ケアセンターきららショートステイ きらら居宅介護支援事業所 きらら通所介護事業所竿燈通り きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り きらら居宅介護支援事業所 |